

④ 悪臭防止法における規制について

悪臭の規制基準は、(1)敷地境界線での基準、(2)気体排出口での基準（備考 2 参照）、(3)排出水の基準（備考 3 参照）がありますが、大部分のケースでは、敷地境界線での基準のみが対象となります。

1 規制地域

荒尾市全域

2 規制基準

(1) 法第 4 条第 1 項第 1 号に定める敷地境界線における規制基準は、次表に掲げるとおりとする。

悪臭物質名	大気中の許容濃度
アンモニア	1 p p m
メチルメルカプタン	0. 0 0 2 p p m
硫化水素	0. 0 2 p p m
硫化メチル	0. 0 1 p p m
二硫化メチル	0. 0 0 9 p p m
トリメチルアミン	0. 0 0 5 p p m
アセトアルデヒド	0. 0 5 p p m
プロピオンアルデヒド	0. 0 5 p p m
ノルマルブチルアルデヒド	0. 0 0 9 p p m
イソブチルアルデヒド	0. 0 2 p p m
ノルマルバレルアルデヒド	0. 0 0 9 p p m
イソバレルアルデヒド	0. 0 0 3 p p m
イソブタノール	0. 9 p p m
酢酸エチル	3 p p m
メチルイソブチルケトン	1 p p m
トルエン	1 0 p p m
スチレン	0. 4 p p m
キシレン	1 p p m
プロピオン酸	0. 0 3 p p m
ノルマル酪酸	0. 0 0 6 p p m
ノルマル吉草酸	0. 0 0 0 9 p p m
イソ吉草酸	0. 0 0 1 p p m

(2) 法第 4 条第 1 項第 2 号に定める事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準は、悪臭防止法施行規則（昭和 4 7 年総理府令第 3 9 号。以下「省令」という。）第 3 条に定める方法により算出して得た流量とする。

(3) 法第 4 条第 1 項第 3 号に定める事業場から排出される排出水に含まれるものの当該事業場の敷地外における規制基準は、省令第 4 条に定める方法により算出して得た濃度とする。